

札幌市議会第二部予算特別委員会記録（第4号）

令和8年（2026年）3月6日（金曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 33名（欠は欠席者）

委員長	佐藤 綾	副委員長	小須田 大拓
委員	三上 洋右	委員	五十嵐 徳美
委員	佐々木 みつこ	委員	飯島 弘之
委員	北村 光一郎	委員	小竹 ともこ
委員	川田 ただひさ	委員	藤田 稔人
委員	村山 拓司	委員	山田 洋聡
委員	和田 勝也	委員	福士 勝
委員	小野 正美	委員	しのだ 江里子
委員	林 清治	委員	たけのうち 有美
委員	水 上 美華	委員	篠原 すみれ
委員	定 森 光	委員	國安 政典
委員	好井 七海	委員	小口 智久
委員	竹内 孝代	委員	森山 由美子
委員	池田 由美	委員	田中 啓介
委員	吉岡 弘子	委員	荒井 勇雄
委員	脇元 繁之	委員	米 倉 みな子
委員	波田 大専		

開 議 午後1時

●佐藤 綾委員長 ただいまから、第二部予算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。中川委員からは藤田委員と交代する旨、届出がありました。

それでは、議事に入ります。

第3款 保健福祉費 第1項 社会福祉費及び第4項 生活保護費について、一括して質疑を行います。

●和田勝也委員 私からは、就労継続支援の質の向上について質問させていただきます。

さきの代表質問でも、我が会派から質疑を行ったところでございますけれども、就労継続支援B型などをめぐっては、障がい福祉の理念を十分に

理解しない営利法人の参入が全国的に急増しており、支援の質よりも収益を優先するような、悪質な事業運営が問題となっております。

札幌市においても、サービス管理責任者の実務経験を偽装するなどして事業者指定を受け、計5億円弱の多額の給付費を不正に受給していた事業者2社に対し、本年1月に指定取消しという行政処分が行われました。

このような事案は、制度の信頼を大きく損ねるものであり、障がいのある方々の就労支援という本来の目的が軽視されているものであり、支援の質よりも収益のみを優先するような不適切な運営が行われていたことに対し、大変重く受け止めているところでございます。

こうした状況を踏まえ、札幌市では、令和8年

1月より、就労継続支援B型の新規指定を原則一時停止することに加え、4月からは外部委託も導入して運営指導を強化するとのことでした。

この運営指導につきまして、国は3年に1度を推奨してはいましたが、札幌市においては、十数年に1度しか運営指導に入っておらず、こういったことで今回の不正事案を見逃してしまったのではないかと考えております。

今後も利用者支援の視点を欠いた不適切な運営を行う事業者に厳正に対処していくことを期待しております。

就労継続支援B型の給付費は、通所した日数に応じて増加する仕組みのため、適切な生産活動や支援体制を確保していないにもかかわらず、1人でも多くの利用者を獲得することだけを目的に、紹介料や祝い金名目の金銭の提供など、利益供与に当たるような言葉を並べて募集している事例もあると聞いております。

こうした状況を踏まえますと、事業者への運営指導の強化はもちろんのこと、利用者自身が制度の趣旨や適切な事業者選びについて、理解を深めることも重要であると考えております。

そこで質問ですが、利用者がこのような事業者を選んだ場合、十分な支援を受けられず大きな不利益を受けるため、利用者の就労継続支援に関する理解を深める取組が必要と考えますが、現在どのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 利用者の就労継続支援に関する理解を深めるための取組についてお答えをいたします。

市内事業所におきましては、利益供与に当たるような表現を用いて、利用者を募集しているとの通報等があることから、寄せられる情報に応じて事業所への確認や指導を行っているほか、先月からは、就労継続支援B型の利用者などに注意喚起を促す啓発資料を作成し、配布を行い、不適切な

事業所を利用しないように周知をしているところであります。

引き続き、利用者が就労継続支援などの福祉サービスに関する理解を深め、不正や犯罪に巻き込まれることを防止し、適切な事業所選びが行えるように支援してまいりたいと考えております。

●和田勝也委員 利用者と、そして、利用者の保護者に対しても、就労継続支援に関する理解を深める取組をしっかりと進めてもらえればと考えております。

次に、在宅就労支援についてお伺いいたします。

就労継続支援B型などは、利用者が事業所に通所して支援を受けるサービスですが、新型コロナウイルス感染症の流行時に、在宅でのサービス利用を認めるなど、柔軟な対応を行う取扱いが示され、5類に移行した後もこの取扱いが継続しているため、現在も在宅就労支援を提供している事業所が少なくないと推察されます。

そこで質問ですが、札幌市では、どのような利用者が在宅就労支援の対象となっているのか、お伺いいたします。また、市内の事業所における在宅就労支援の実施状況についても、併せてお伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 在宅就労支援の対象者と実施状況等についてお答えをいたします。

在宅就労支援は、重度の障がいや通所が困難であることなどを理由に、在宅でホームページ制作などを行うものでありまして、国の通知を踏まえ、利用者の障がいなどの状況に応じて、事業所が十分なアセスメントを行い、通所時と同等の効果が見込まれることを前提に認めているものでございます。

実施状況につきましては、市内で在宅就労を提供している事業所は増加傾向にございまして、昨年4月時点で全体の4分の1に当たる200事業所が提供しており、在宅就労の利用者の割合が半数を超えている事業所も一部に見られるところでござ

ざいます。

また、在宅就労を受けている方も増加傾向にありまして、昨年4月の実績では、支給決定者の1割を超える2,200人が利用しており、重度の身体障がいや知的障がいの方もおりますが、精神障がいの方の利用が最も多く、その程度ですが、半数は軽度あるいは手帳の交付を受けていない方となっております。

●和田勝也委員 在宅就労支援に関しては、事業所が十分なアセスメントを行い、通所時と同等の効果が見込まれることを前提に認めているというお話でございました。

例えば、重度の障がいのある方で通所が難しかったり、また、精神障がいなどでなかなか外に出られない方にとっては、こうした在宅での生産活動等に対し十分な支援が受けられるのであれば、すごくいいことだと思っておりますし、そういった優良な事例があるのだとするならば、ぜひとも皆さんに開示していただきたいと思っております。

一方で、札幌市の資料によりますと、在宅就労支援の利用者は年々増加しており、昨年4月時点では、支給決定者の1割を超える2,167人、割合にして12.5%までに増大しているとのことであります。さらに、利用者の半数以上が在宅で就労している事業所も増加しており、在宅割合が50%を超える事業所が70を超える状況となっていると伺っております。

しかしながら、昨年11月に公表された国の就労継続支援のガイドラインでは、適切なサービス提供を行うためには、利用者の状況を直接確認しながら作業や相談等を行う必要があり、原則として対面による支援が求められているとされております。

また、在宅就労支援として、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性のある活動や、就労に必要な知識や能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されることも示

されております。

こうした状況を踏まえますと、札幌市においても、障がい福祉の理念を十分に理解しない事業者により、在宅就労支援が不正や不適切な運営の温床となってしまうのではないかと強く懸念しているところでございます。

そこで質問ですが、札幌市における在宅就労支援の課題と、利用者のための支援を確保するための取組についてお伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 在宅就労支援の課題と利用者のための支援の確保についてお答えをいたします。

在宅に適した生産活動を提供している事業所がある一方で、国がガイドラインで例示するふさわしくない生産活動を行う事業所や、今回指定を取り消したような支援実態が一切ない事業所もございますので、これらの実態把握と指導等を効果的に行っていくことが課題と考えております。

このため、各事業所における在宅就労支援の内容を詳細に届け出させるとともに、原則対面であることから、在宅就労支援を可能とする利用者の適切な割合を明示しまして、さらには札幌市の独自のガイドラインの策定についても、現在検討を進めている最中でございます。

運用等の見直しに当たりましては、自立支援協議会の就労支援推進部会の意見を聞きながら、準備が整い次第、速やかに事業所に周知をいたしまして、利用者を中心に置いた在宅就労支援の確保をしてまいりたいと考えております。

●和田勝也委員 実態把握と指導等を効果的に行っていく、また、札幌市独自のガイドラインを策定していくとのことでした。ぜひ実効性のある制度設計等をしていただきたいと思います。

特に、在宅就労支援については、利用者の状況に応じた柔軟な支援により一定の意義がある一方で、支援の実態が見えにくく、不適切な運営の温床となりかねない側面も指摘をされております。

だからこそ、就労継続支援の本来の目的である働く力を高め、社会参加につなげていく支援であるという原点を改めて踏まえ、利用者を中心に据えた質の高い支援が確実に提供される仕組みを構築していただきたいと思います。

就労継続支援の質の確保は、全国的にも大きな課題となっております。本市においては、今回の見直しを契機として、全国モデルとなるような実効性ある取組を進めていただくことを強く求めて、私の質問を終わります。

●篠原すみれ委員 私からは、大きく2項目、障害福祉サービス等事業者の不正事案の再発防止策についてと、障がい児支援におけるインクルージョン推進に向けた取組について質問いたします。

まずは、障害福祉サービス等事業者の不正事案の再発防止策についてです。

こちらは、ただいま和田委員から質問がありました内容に関連いたしますが、私のほうでは、主に申請時における不正の再発防止策と法令遵守の確保策とし、事業者側の課題にフォーカスいたします。

まずは、サービス管理責任者の審査についてです。

先日、本市の障害福祉サービス事業者が事業者指定の申請の際に、サービス管理責任者の実務経験証明書を偽造し、実務経験がないにもかかわらず、あるかのように装って虚偽の申請を行い、指定を受けた上で給付費を不正に受給する事案が発生いたしました。

実務経験証明書は、サービス管理責任者等となる者が過去に従事していた期間や業務内容について、当時の雇用主が証明する書類でございます。

これまで本市においては、元雇用者が作成した証明書が真正なものであることを前提に審査を行ってきたため、雇用実態そのものの裏づけまで求めてこなかったものと推察いたします。

そこで質問ですが、障害福祉サービス等事業者

の指定に際し、サービス管理責任者の審査をこれまでどのように行っていたのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 サービス管理責任者の審査についてお答えをいたします。

これまで事業者の指定申請時におきましては、サービス管理責任者の経歴書とともに、実務経験証明書、研修修了書といった挙証書類を求め、書類上疑義があったものについては個別に確認を行ってきたところでございます。

このような確認を行っていたにもかかわらず、今回のような不正は、実務経験証明書そのものを偽造していたために、見抜くことができなかったということでございます。

●篠原すみれ委員 見抜けなかったということでした。

サービス管理責任者などの人員配置基準は、サービス提供の質を担保するものと言えます。要とも言える基準を満たすために、必要な実務経験を審査する際には、より慎重かつ厳格な確認が求められるものと考えます。

次に、不正事案を繰り返さないための対策についてです。

サービス管理責任者等に係る実務経験の虚偽申告を未然に防ぐためには、資格確認の裏づけとなる資料、例えば雇用関係の事実を確認できる書類の確認を徹底することが不可欠だと考えます。

私は、その確認をしっかりしていただくよう求めてきました。また、名義貸しという問題もあります。各種許認可や指定申請においては、申請時点で、当該資格者が申請者である事業所や法人に所属していることが必要条件とされています。

しかし、人員配置基準を満たすことが容易ではない実態もあり、実際には雇用関係がないにもかかわらず、あたかも雇用しているかのように装う、いわゆる名義貸しと呼ばれる不正が生じていることも事実です。

先ほど質疑で取り上げた過去の雇用実態の証明、確認に加えて、申請時点における雇用関係の

実効的な確認についても、より踏み込んだ対策が必要であると考えます。

そこで質問ですが、今回のような不正事案を繰り返さないために、どのような対策を行うのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 不正事案を繰り返さないための対策についてお答えをいたします。

提出されます実務経験証明書の内容を担保するために、日本年金機構が発行いたします被保険者記録回答票など、公的な第三者機関の証明書を必要書類に加えて、対策を強化いたします。

また、名義貸しにつきましても、社会保険関係の届出をはじめとする、挙証書類の追加提出を求めて雇用関係を確認するなど、必要な対策を講じることを考えております。

●篠原すみれ委員 ただいまの答弁の中にあつたような対策を講じていただくことは、非常に効果的だと思います。

自治体が給付金を支給する事業者として認める指定に当たっては、各要件や基準の中で押さえるべきポイントが満たされているかを確認することが非常に重要でありまして、そのための必要最低限の確認を行うことは、責務であると考えます。

次に、法令遵守の確保に向けた方策についてです。

全国的に事業所の数が急増する中で、障がい福祉の理念を十分に理解せず、利益を優先し、利用者支援の視点が乏しいまま不適切な運営を行う事業者が見受けられます。

こうした状況を踏まえると、申請時や事業者の平時の法令遵守の状況を的確に確認することが極めて重要です。不正事案の防止と、障害福祉サービスの適正な運営を確保することを目的に、障害者総合支援法では指定事業者などに対して、法令遵守のための責任者の配置や、方針などをまとめた業務管理体制を整備し、届け出ることを義務づけています。

本市においては、業務管理体制の整備状況を確認

するため、各事業所に対しおおむね3年に1回の自主点検を求めて、その結果を市へ報告させていると承知しております。

しかしながら、その運用については、実効性に乏しく形骸化しているのではないかと指摘もあります。

そこで質問ですが、事業者の法令遵守の確保に向けてどのような方策を実施または検討しているのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 事業者の法令遵守の確保に向けた方策についてお答えをいたします。

今回の不正事案を受けまして、事業者には3年に1回実施を求めています業務管理体制の自主点検につきましては、法令遵守のためのマニュアルの整備や内部監査などの具体的な取組の実施を求める内容に変更するとともに、人員基準等を事業者自らが再確認をしまして、報告することを義務づけることとしたところです。

加えて、毎年度各事業所に対して運営状況等が基準を満たしているか点検をさせまして、誓約書を提出させることも検討しており、継続的に法令遵守による適正な運営の確保を進めていく考えであります。

●篠原すみれ委員 ただいまの答弁で、いろいろ検討していただいていることが分かりました。

厚生労働省からは、事業者の各種手続の事務負担軽減を図る観点から、人員配置に関する提出書類の簡素化や実務経験証明書以外の方法による確認について、指定権者である自治体に検討を求めているところです。

障がい福祉サービスなどの事業者数が年々増加する中で、提出書類の簡素化を進めることは、事業者のみならず、限られた人員で審査に当たる本市担当部局の負担軽減という点からも、一定の必要性があることは私も十分理解しております。

しかしながら、指定の根幹である人員配置基準の確認については、何よりも厳格かつ丁寧に行う

ことが重要です。また、事業者による法令遵守の姿勢は、サービス提供の質や運営意識にも直結するものであり、ひいては利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりになるものと考えます。

この質問では、申請時における不正の未然防止策についてと指定後の運営における法令遵守について取り上げました。もちろん、事業者自身が法令を遵守することは、事業運営の大前提であると考えます。

指定前後を通じた実効性あるチェック体制の確保に努めて、本市の障害福祉サービスがより信頼されるものとなるよう取り組まれることを求めて、この質問を終わります。

次に、大きな2項目め、障がい児支援におけるインクルージョン推進に向けた取組について伺います。

まず、障がい児支援に係る基本方針改定の検討状況についてです。

さきの第3回定例市議会決算特別委員会において、我が会派は、障がいの有無にかかわらず、共に地域で暮らし、学び、働く社会を目指すインクルージョン推進の観点から、保育所などに通う障がいのある子どもへの支援について質問いたしました。

2024年4月施行の改正児童福祉法により、インクルージョン推進が児童発達支援センターの中核機能の一つとして位置づけられたことを踏まえ、本市の基本方針にもその考えを反映させていくとの答弁があったところです。

こうした状況を鑑みると、今回の基本方針の改定は、本市として障がい児支援の目指すべき方向性を広く示していく重要な機会であると考えます。

その一方で、本市では、障がい児通所支援の指定に係る選定制度を開始しておりますが、これは単に事業所の数を抑制するものではなく、障がい児支援の量のみならず、質を確保していくための

ターニングポイントであると認識しております。そのためには、通所支援事業所にとどまらず、地域全体で子どもを支える仕組みの構築が求められます。

そこで質問ですが、札幌市の基本方針の改定について、その目的と現在の検討状況について伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 障がい児支援に係る基本方針改定の目的と検討状況についてお答えをいたします。

今年度中に改定を予定しております基本方針につきましては、支援の質を向上させるために、札幌市における目指すべき方向性を明示しまして、児童発達支援センターのみならず、札幌市の障がい児支援に関わる者全てで共有することを目的としております。

現在の検討状況につきましては、障がいのある子どもやそのご家族等が、身体的、精神的、社会的によりよい状態であることを意味する、ウェルビーイングとなる支援を札幌市における障がい児支援の目指すべき方向性としまして、この実現のために、インクルージョン推進も併せて基本方針に位置づけ、関係者の意見を聞きながら、現在検討を進めているところでございます。

●篠原すみれ委員 基本方針の改定によりまして、障がい児支援の目指すべき方向性が示されることは、本市全体の障がい児支援の質の向上につながるものと期待しております。

ただいまの答弁で、札幌市の障がい児支援に関わる者全てで共有することが目的とお話をされていたんですけれども、とても難しいことですので、ぜひ目指していただきたいですし、また、理念を掲げるだけでなく、それを具体的な取組として実践していくことが欠かせないと考えます。

次に、インクルージョン推進に向けた関係機関との連携についてです。

とりわけ、障がいのある子どもや、診断には至らないものの発達に特性のある子ども、いわゆる

グレーゾーンの子どもが日常を過ごす場は、保育所、幼稚園、児童会館、小学校など多岐にわたります。現場からはインクルージョンという観点で対応に苦慮しているとの声や、専門的な助言を求める声も聞かれております。

インクルージョンを実効性あるものとするためには、児童発達支援センターが地域の中核として専門性を地域へ還元し、現場と連携しながら支援を具体化していく仕組みが不可欠であると考えます。意見交換にとどまらず、巡回支援や研修など、実践に結びつく取組を進めていくことが求められます。

そこで質問ですが、インクルージョン推進に向けた関係機関との連携について、具体的にどのように進めていくのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 インクルージョン推進に向けた関係機関との連携についてお答えをいたします。

インクルージョンの推進に向け、地域の中核となる児童発達支援センターが、保育所等と顔の見える関係性を築き連携することが重要であり、基本方針の改定に当たりましては、センターと保育所や幼稚園、児童会館、そして放課後児童クラブといった関係団体や機関、市の関係部局が一堂に会し意見交換を実施したところであります。

意見交換の中では、児童発達支援センターに對しまして、保育所等と事業所の橋渡し役をお願いしたいということや、どのセンターに相談したらよいのかを分かりやすくしてほしいといったご意見を頂戴しまして、基本方針への反映を検討しているところであります。

具体的には、保育所等を支えるために、市内に九つあります児童発達支援センターの担当エリアを定めまして、各地域の園長会等にセンター職員も参画するなど、顔の見える関係構築をしっかりと進めるとともに、今回開催しました関係団体、機関との意見交換を次年度以降も継続的に行いまして、現場で実践に結びつく取組を支援するな

ど、連携強化を進めていきたいと考えております。

●篠原すみれ委員 ただいまの答弁で、顔の見える関係を構築していき、そして、意見交換も継続することを検討していくとのことでした。非常に大事なところで、ぜひ取り組んでいただきたいですし、心強いと受け止めているところです。

本市では、保育所を対象とした心理士などによる巡回相談や、子どもコーディネーターが生活に困難を抱える子どもの早期把握や適切な支援につなげる目的で、市内の児童会館や子ども食堂等を巡回するなどの取組が進められております。

これらの施策が個別のような形にならないように、また、児童発達支援センターの中核機能と有機的に結びつけながら、それら専門性が地域へ還元される体制を構築することが重要であると考えます。

あわせて、子どもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を充実させていくことが、子ども自身の育ちを安定させることにつながることから、家族支援についても着実に形にしていこうとを求めて、私からの質問を終わります。

●森山由美子委員 私からは、重度の障がいのある方への在宅支援について、要配慮者避難支援の取組について、インクルーシブ遊具等を活用した交流機会の創出についての3項目について質問をいたします。

まず初めに、重度の障がいのある方への在宅支援について質問をいたします。

重度訪問介護は、常時介護を必要とする方に対し、居宅において長時間の支援を提供するサービスであり、重い障がいのある方の地域生活を支えるためには非常に重要なサービスです。

サービスを提供するに当たっては、利用者の障がい等の状況や必要とする支援について十分に把握することが求められるため、新任の従業者に熟練の従業者が同行して支援を行う場合に、新任と熟練のそれぞれの従業者について、サービス報酬

を算定できる制度がございます。

この制度の札幌市の取扱いについて、昨年の決算特別委員会で我が会派から質疑を行い、重い障がいのある利用者の支援に十分活用されるよう、国の報酬告示を踏まえた運用となるよう要望したところです。

そこで質問ですが、重度訪問介護の熟練従業者による同行支援について、その後の状況について伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 重度訪問介護の熟練従業者による支援の状況についてお答えをいたします。

昨年の決算特別委員会の後に、国の報酬告示を踏まえまして、重度訪問介護を提供する全ての事業所に通知をしたところ、先月までに12名の利用者から申請を受けまして、新任従業員に熟練従業者が同行して介助する時間数の上乗せを行い、利用者の支援に活用されているところでございます。

今後も重い障がいのある方が安心して質の高い支援を受けられるよう、熟練従業者の同行支援を活用いただくことを期待しているところでございます。

●森山由美子委員 速やかに国の報酬告示を踏まえた運用とし、実際にも活用されているとのことでした。

熟練従業者による同行支援で、重い障がいのある方への支援の質が確保されることは、とても大切なことであり、この支援の質は65歳以降もしっかりと確保されることが必要です。

先般、重度訪問介護の現状と課題について、事業所の方からお話をいただく機会があり、その中で障害福祉サービスを利用中の方が、介護保険の被保険者となった場合の事例がございました。

高齢化は全国的に進んでおり、札幌市では2040年代に高齢者人口のピークを迎えることが想定されているため、障害福祉サービスを利用されている方が65歳に到達し、介護保険の被保険者となる

事例も増加すると考えられます。

そこで質問ですが、重度訪問介護を利用中の方が介護保険の被保険者となった場合、障害福祉サービスと介護保険の適用関係がどのようになるのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 障害福祉サービスと介護保険の適用関係についてお答えをいたします。

重度訪問介護を利用中の方が介護保険の被保険者となった場合は、障害者総合支援法の規定に基づきまして、原則として介護保険のサービスが優先されることとなりますが、国の通知に基づきまして、札幌市では、障がい特性など個別の状況を十分に把握し、介護保険の支給量で不足する時間数の上乗せや、介護保険の対象とならない見守りなどのサービスを重度訪問介護で支給する対応を行っているところであります。

現在、他の政令指定都市等と共同しまして、上乗せ、横出しできるサービスの種類や量の基準を明確化するよう、国に求めておりまして、当市におきましては、引き続き丁寧に利用者の声に耳を傾けた運用を行っていきたいと考えております。

●森山由美子委員 ぜひとも利用者の視点に立ち、今後とも円滑かつ適切に支給決定を行っていただくようお願いをいたします。

また、行政側から機会を捉えて、支援を提供する事業所の現場の声についてもぜひ丁寧に聞き取っていただき、事業所と行政が協働して、利用者のためによりよい支援につなげていただくことを要望いたしまして、この質問は終わります。

次に、要配慮者避難支援の取組について質問をいたします。

まず最初に、個別避難計画の推進に関して伺います。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿掲載者のうち、同意を得られた方に対する個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、優先度が高いと判断される方につ

いて、おおむね5年以内に作成に取り組むこと、また、作成に当たってはケアマネジャーなどの福祉専門職の参画を得ることが極めて重要であることが示されました。

このことを受けて、札幌市では昨年度までの試行実施とモデル事業を経て、個別避難計画を「わたしの避難準備シート」と名づけて、今年度より本格的に作成を推進する事業をスタートさせたところです。

この間、我が会派では、災害時に配慮を要する方々の避難支援の重要性に鑑み、また、より本人の身体状況に合わせた内容とするために、対象者の状況を日頃からよく知る福祉専門職の協力をより多く得られるような仕組みづくりについて、しっかりと取り組むよう求めてきたところです。

今年度の本格実施では、事業を効果的に推進するため、事業の中核を担う事務局を外部委託により設置し、多忙な福祉専門職の負担軽減や防災知識の不足を補うための様々な支援を実施しながら取り組んでいると聞いております。

そこで最初の質問ですが、福祉専門職の協力状況など、今年度の「わたしの避難準備シート」作成の進捗状況と現状の課題について伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 「わたしの避難準備シート」の作成状況と現状の課題についてお答えいたします。

今年度におきましては、避難行動要支援者名簿の中から、身体状況や災害危険度を考慮いたしまして、福祉専門職の協力を得てシートを作成する対象の方を502名と設定し、これらの対象者の方を日頃から担当する263の福祉事業所に対しまして、作成の協力依頼を行ったところでございます。

このうち、協力を得られました93の福祉事業所が担当する117名の対象の方について、個別に同意確認を行った上で、シートの作成を進めているところでございます。

なお、福祉事業者への協力依頼に当たりましては、オンライン説明会の複数開催や、マニュアルの提供といった作成支援を実施したところでございまして、福祉事業者からは防災意識を高める大変よい取組であり、ぜひ協力したいという前向きなご意見を多数いただいたところでございます。

一方、協力が得られなかった福祉事業所の多くからは、シート作成の意義や福祉専門職が関わる重要性は理解するが、やはり通常業務が多忙なため、協力が困難であるという声を聞いておりまして、こうした福祉事業所の協力をどのように得ていくのかが、現状の課題であると認識しているところでございます。

●森山由美子委員 福祉専門職からは、「わたしの避難準備シート」作成の意義や必要性について一定の理解を得て、非常に肯定的な意見も得られている中、また作成に当たってのフォローも丁寧を実施してもなお、福祉専門職の抱える業務が多忙な状況から、協力を得ることが難しい福祉専門職も見られるということでございました。

一方で、現在、優先的に「わたしの避難準備シート」の作成を進めている対象者は、災害発生時のリスクが高い方でもあることから、いつ起こるか分からない災害の発生に備え、なるべく早期にシートを作成する必要があると考えます。

そこで次の質問ですが、現状の課題を踏まえた上で、本格実施2年目となる令和8年度は、どのように取り組んでいくのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 現状の課題を踏まえた令和8年度の取組についてお答えいたします。

「わたしの避難準備シート」の作成自体への協力は困難であるという福祉事業所が多くある一方、作成の同意確認に当たりましては、対象となる方と日頃から信頼関係のある福祉専門職の声かけが非常に効果的であると考えております。

このため、令和8年度におきましては、今年度に協力が得られなかった福祉事業所に対しまして

は、対象となる方へのシート作成の同意確認に限った内容で、改めて協力を依頼するほか、新たに作成対象となった方を担当する福祉事業所に対しては、同意確認のみといった段階的な協力を可能とする予定でございます。

それでもなお、福祉事業所の協力が得られない場合や、担当の福祉事業所がない対象者につきましては、札幌市が外部委託により設置いたします事務局のスタッフが、同意確認やシート作成を直接行うことで、優先度の高い対象者の対応を進めてまいります。

●森山由美子委員 大変なご苦勞もあるかと思いますが、現状の課題も踏まえつつ、できるだけ福祉専門職の協力を得られるよう、さらに改善を加えながら取り組んでいくという答弁でございました。

次に、災害時における地域の支え合いの取組促進について伺います。

災害時の要配慮者の方の避難支援の実効性をさらに高めていくためには、福祉専門職の参画を得ながら進めている「わたしの避難準備シート」の作成推進による自助の取組に併せて、近所同士の助け合いといった地域内の共助の取組も促進することも重要であります。

また、平時から災害時を想定して、地域が一体となって避難支援に取り組むことは、地域づくりにもつながるものと考えます。

しかし、札幌市に申請を行い、避難行動要支援者名簿情報の提供を受けている町内会等の地域団体数は、令和8年1月時点で74団体と聞いており、申請団体数はここ数年伸び悩んでいるとのことでございます。

そこで最後の質問でございますが、地域における災害時の支え合いの取組を拡大するために、本市として今後どのように取り組む考えであるのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 災害時の地域の支え合いの取組促進についてお答えいたします。

大規模災害の発生直後は、行政の対応が間に合わないということも想定されるため、地域住民が共に助け合い、支え合う取組についても促進する必要があると認識をしております。

また、令和6年度に札幌市が町内会に実施した要配慮者避難支援に係るアンケート調査では、取り組み方が分からないという回答や、避難行動要支援者名簿の情報を、札幌市が提供する仕組みを知らなかったという回答が比較的多くを占めたところでございます。

こうした地域の状況を踏まえまして、取組のヒント集である災害時支えあいハンドブックにつきましては、町内会の避難支援の優良事例を追加いたしまして、本年3月下旬に全ての単位町内会宛てに送付する予定でございます。

今後も様々な機会を捉えまして、積極的に広報周知を行うことで、地域における支え合いの取組促進に取り組んでまいります。

●森山由美子委員 全体を通しての要望です。命に向き合う現場で、有事における取組への理解促進に、市が本当に尽力をしながら進んでいることに評価をしながら、福祉現場の多忙な状況や昨今の地域の状況も踏まえつつ、有事に備える今後の取組について、市が先導し、調整を行いながら、一人一人の実態に合った個別避難計画に期待をいたします。

また、要配慮者自身が平時からコミュニケーションがしっかりと取れているということが、いざというときのスムーズな避難につながることから、まずは福祉現場の方々、地域の方々の意識醸成に努めていかれることもお願いをいたしまして、この質問を終わります。

最後に、インクルーシブ遊具等を活用した交流機会の創出について伺います。

本市では、障がいのある子もない子も共に遊べるインクルーシブ遊具の広場整備を進めており、遊具が整備されている農試公園は、多くの市民に利用をされております。

我が会派では、障がいの有無にかかわらず、あらゆる子どもたちが共に遊び、成長できる環境の重要性を訴え、インクルーシブ遊具の有効活用につきまして、これまでも議会の場で質問を重ねてまいりました。

インクルーシブ遊具を設置すること自体は大変望ましいことだと思います。ただ、場所をつくるということだけではなく、そこで子どもたちが実際にどう関わり、共に遊ぶかといった、施設を活用した取組を組み合わせることが、公園の利用促進にも重要であると考えます。

農試公園のインクルーシブ遊具に設置されている案内板にも、あらゆる子どもが出会い、一緒に遊べるみんなの遊び場であることが書かれております。また、子どもも大人も、楽しい遊びの時間を共有することで多様性を自然に受け入れ、人と人とのつながりが生まれる場となることを目指すと書かれており、こうした場所になるような取組を進めていくことが、まさに共生社会の実現に向けても必要となるということを、これまでも繰り返し訴えてまいりました。

公園ができてからは、当局はみどりの推進課とも連携をしながら、心のバリアフリーの親子のワークショップなども開催してきました。

私もこれまでイベント等に参加をし、見させていただいてまいりましたが、特に昨年10月に農試公園の屋内アリーナのツインキャップや屋外のインクルーシブ遊具のある場所で行われたイベントには、当局の障がい福祉課の皆様はもちろん、建設局みどりの推進課や子ども未来局の皆様もお越しになり、農試公園で本市が実施した、障がいのある子とない子が一緒になって遊ぶ交流イベントのすばらしい感動的な場面を共に共有をさせていただきました。

屋内やインクルーシブ遊具で元気に体を動かす子どもたちの笑顔やその可能性を目の当たりにし、ハード整備だけではなく、こうしたきっかけづくりがいかに重要かを改めて実感をしたところ

です。

そこで質問ですが、このたびの農試公園で実施したイベントにおいて、誰もが安心して楽しめるよう、具体的にどのような工夫や配慮を行ったのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 農試公園イベントでの工夫や配慮についてお答えをいたします。

当日はご視察いただきまして、ありがとうございます。改めてですが、当日は天候に左右されない屋内アリーナで、風船を使用したバレーボールやモルックを行った後に、屋外のインクルーシブ遊具で自由に遊ぶイベントを開催しております。

工夫や配慮に関しましては、参加募集の際に看護師と理学療法士の配置といった安全・安心への配慮について周知をするなど、参加者への心理的ハードルを下げるよう工夫し、当日は障がい等への配慮を希望する8名を含む、19名の子どもが参加をしております。

また、屋内でのスポーツでは、勝ち負けよりも楽しむことを重視しまして、少人数のチーム制にするなどの工夫を行い、互いに応援し合ったり、年上の子が年下の子にボールを譲ったりするなど、自然な形で子ども同士の交流が深まるような運用を心がけたところでございます。

●森山由美子委員 屋内のイベントとともに、インクルーシブ遊具でも遊んでもらう機会を創出し、看護師等を配置するなどの配慮もなされていた点は、保護者の安心感につながっていたと感じました。

こうした貴重な取組は一過性のものに終わらせず、その経験や成果を今後へと着実ににつなげていくことが重要です。イベントを通じて得られた具体的なノウハウは、これから地域でイベントを企画しようとする方々にとっても大変貴重な情報であり、広く市民や関係団体に還元していくべきではないでしょうか。

そこで質問ですが、実際にイベントに参加された方からはどのような声が聞かれ、今回の運営を

通じて得られた知見や学びを、今後どのように生かしていく考えかお伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 参加者の声と今後の展開についてお答えをいたします。

保護者からは、初対面の子ども同士が触れ合っていてうれしかったという声や、ふだんは家で遊びがちだが、外遊びができてよかったといった好意的な意見が寄せられたところでございます。

特に、障がいに理解のある専門スタッフを配置したことで、子どもの体調面等に不安のある保護者も安心して子どもを遊ばせることができ、インクルーシブ遊具の持つ、誰もが一緒に遊べるという意義についても、イベント全体を通じて体现できたものと認識をしているところでございます。

今後はこうした成果や参加者の意見等を反映いたしまして、今年度中に子ども向けインクルーシブイベントに関するポイント集をまとめます。その内容といたしましては、企画段階での参加者の不安を安心に変える情報提供の方法や、当日のコミュニケーションの工夫などを、イラストを用いて分かりやすく解説する予定であります。

完成後は庁内はもとより、障がい福祉関係団体等へ広く周知を行いまして、工夫一つで誰もが参加できるイベントが地域に広がり、障がいのある子どもない子どもも自然と交流ができる環境づくりについて進めてまいりたいと考えております。

●森山由美子委員 障がいのある子どもない子ども、子どもの頃から当たり前に交流できる環境をつくっていくということは、共生社会の実現に向けた第一歩であり、極めて重要です。

私が視察した当日は、あいにく肌寒い気温ではありましたが、子どもたちは寒さを吹き飛ばすほど元気に遊び回っておりました。これは、天候に左右されない屋内アリーナでのイベントをセットにした工夫に加え、何より看護師等による見守りをはじめとした、スタッフのサポート体制があったからこそ、保護者の方々も安心して子どもたちを外遊びへと送り出せたのだと思います。

保護者の万が一への不安や心理的な抵抗感が解消されれば、子どもたちはもっと自由に、もっと伸び伸びと遊ぶことができます。

本市におかれましては、インクルーシブ遊具というハードを整備して終わりにするのではなく、施設を有効に活用するためにも、今回作成されるポイント集も地域をはじめ、様々なNPO、民間関係団体、ボランティア団体等に積極的に周知をして、ソフト面のノウハウを地域に広げることで、より多くの子どもたちが笑顔で利用できる環境づくりを、まさに農試公園のみんなのガリバー広場の案内板に書かれてあるとおり、人と人とのつながりで力強く進めていただくよう要望いたします。私の質問を終わります。

●吉岡弘子委員 私は、福祉除雪についてお伺いいたします。

このたび、福祉除雪制度を見直し、重度障がい者のほか、現在の70歳以上で除雪が困難な方という利用要件を変更し、来年度からは、介護認定と介護サービスの継続利用が必要になるということ、除雪ボランティアの活動費を2万1,000円から2万3,000円へ引き上げることなどが、12月5日の厚生委員会で報告されました。

厚生委員会では、我が党は、介護認定の有無にかかわらず、福祉除雪が必要なのに受けられない世帯が今以上に出ることが明らかであると、制度の見直しの再考を求めたところです。

継続した介護サービスを受けていない場合は除外されることとなりますが、その中には、除雪への支援が必要な方もいると思われるため、その対応についてお聞きしたところ、何らかの事情から介護サービスの継続利用をしていない場合もあることから、札幌市社会福祉協議会が特に認める世帯という要件の中で、除雪の困難さを客観的に判断しまして、事業の利用につなげてまいりますと答弁いただきました。

そこで質問ですが、要介護度等では要件に該当しない方のうち、何らかの事情がある方の除雪の

困難さを客観的に判断する場合、どのように相談を受け、検討されるのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 要介護度等では要件に該当しない場合の対応についてお答えいたします。

要介護度等では利用対象世帯の要件に該当しないが、一時的な病気やけが等により自力での除雪が困難なため、福祉除雪を利用したいというご相談につきましては、これまでどおりお住まいの区の社会福祉協議会で、聞き取り等の対応をすることになります。

利用対象世帯となるかどうかにつきましては、個々のご事情を踏まえての検討となりますが、社会福祉協議会においては、全区統一のマニュアルやQ&Aを整備いたしまして、これに基づいた判断を行うことになります。

●吉岡弘子委員 マニュアルやQ&Aなどを作成することですが、運営に当たっては、柔軟な対応をしていただきたいと思います。

また、制度要件をよく知らずに申請したいと連絡があったとき、社会福祉協議会から新たな要件をお伝えし、要件に合わない場合、除雪が困難であっても申出ができず、申請に至らないということがあるのではないかと懸念しております。

連絡を受けた際には、要件に当てはまらない方にも、福祉除雪を利用したい理由についてお聞きして、特に認められる場合に該当するかどうか返答することが必要だと思います。

そこで質問ですが、事情のある方に、具体的にはどのように聞き取り調査などの対応をされるのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 聞き取り調査等の対応についてお答えいたします。

福祉除雪の利用を希望する理由につきましては、世帯により様々でございますため、まずは丁寧にご事情をお聞きした上で、必要に応じて、医療機関の診断書等による身体状況の確認や、民生委員など地域の関係者への聞き取りを行い、利用

の可否を検討していくことになります。

自力での除雪が困難な事情を抱え、支援を必要とする世帯が適正に福祉除雪を利用いただけるよう、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

●吉岡弘子委員 病気の場合は診断書を出してもらうということですが、診断書は今、おおむね2,000円から5,000円ほどかかります。診断書の提出となると、手間もお金もかかることから、ハードルも高く、諦める人も少なくないのではないかと思います。通院の記録などで確認することも検討していただきたいと思います。

また、介護サービスの継続した利用が要件であることから、この確認も必要ではないかと思われるます。

そこで質問ですが、障がいの場合は障がい等級の確認で分かりますが、介護サービスの継続利用はどのように確認されるのかお聞きます。

●向瀬地域生活支援担当部長 介護保険サービスの利用状況の確認についてお答えいたします。

このたびの見直しにより、要支援1、2の方につきましては、介護保険サービスを継続して利用していることが要件となります。

福祉除雪の利用申込みに当たっては、これまでも個人情報の提供に関する同意をいただいていることから、介護保険サービスの利用状況につきましては、札幌市の保有している介護報酬の給付実績情報等を参照し、確認していく予定でございます。

●吉岡弘子委員 個人情報の提供に関する同意の確認は、これまでも行ってきたことですが、介護サービスの確認を社会福祉協議会から区役所へ要請するということは、これまでとは違った負担が区と社会福祉協議会それぞれで増えることになると思います。

介護サービスの継続利用については、入院で中止する、あるいは経済的な事情などで受けていないこともありますので、個別の確認が必要な件数

も増えるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、要件の変更により、社会福祉協議会の事務的な負担が大きくなりますが、体制を強化するなどお考えか、どのように対応されるのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 社会福祉協議会の事務負担増加への対応についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、今回の事業見直しにより、社会福祉協議会の事務負担増加が見込まれるため、今年度におきましては、社会福祉協議会から民間コンサルタント事業者への委託により、福祉除雪に係る事務の効率化や負担軽減策について、検討を重ねているところでございます。

今後は、この検討結果を踏まえまして、マニュアルや事務フローの見直し等により、負担軽減を図っていく予定でございます。

●吉岡弘子委員 申請が8月から9月の1か月に集中しますけれども、その後も確認作業などが続くと体制上大丈夫なのか、認定やマッチングがなかなか進まないことにならないか心配しております。

12月の厚生委員会でも、丁寧な対応をするとご答弁をされましたけれども、対応する社会福祉協議会の負担が大きくなることによって、丁寧な対応が担保できるのか懸念しています。

また、今年は5,441件の利用があります。これを新たな制度要件に置き換えてみますと、3,331件になるとお聞きしました。ということは、現在、福祉除雪が必要で受けている方のうち、約2,000件が利用できないこととなる制度と言えるわけです。必要な人が受けられる制度設計とすべきであると申し上げて、質問を終わります。

●山田洋聡委員 質問に入ります前に、森山委員のほうから、インクルーシブ遊具の話があったと思いますが、子ども未来局で行われております子ども議会では、市長への提案報告で、インクルーシブ遊具について出ておりまして、それを使う

当事者の声でありますので、ぜひそちらのほうも参考に、事業を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

私からは、障がいを抱える方々の避難所生活ということで、こちらも似ているかもしれませんが伺いたいと思います。

これまでも、歩行または聴覚、視覚などの障がいがある方々、または誰かの手を借りて生活している方々への支援と、その考え方や具体的な対策につきまして、度々質疑をさせていただいておりましたが、今回は平時ではなく有事のことで、避難所生活について取り上げさせていただきます。

まずは平時の話ですが、日常生活におきまして、視覚障がいがある方にとっては、点字ブロックというのは大変重要で命綱と言っても過言ではないと思いますが、一方で、車椅子や松葉づえをつくような方々にとっては、障害物、逆にバリアになってしまうということも考えられます。

しかしながら、命を守るという観点からは点字ブロックが優先されるべきだと、私も歩行障がいを抱える者の1人として、そのように考えております。

次に、聴覚障がいですが、例えば、後ろや横から危ないと声をかけても、それが聞こえないということがありますので、そう叫ばれても回避のしようがありません。よく痛ましいニュースとして、暴走車両が人の列に突っ込むということがありますが、これを回避するのはすごく困難な状況であるというふうに思います。

命の危険というのは、常に隣り合わせであるということをまず申し上げます。それをしっかりと改めて考えていきたいということで、当事者でなければ、なかなかそうではない者にとっては、想像はするものの実際に大中小様々な経験はできません。

私もよくつまずきますが、家族から今でも「何つまずいているの」と言われたりします。これは

当事者からしてみると、最初は本当に嫌な思いをしましたけれども、20年たってみると、今は何とも感じませんが、当事者はこういう思いをしてきているわけでありますので、そういうことをしっかりとそうではない人たちは謙虚に耳を傾け、傾聴し続けなければならないということを、改めて考えなくてはいけないのではないかというふうに思います。

そして、札幌市も今までそういうことに傾聴して、しっかりとやっているといると思うのですが、命を守るために、しっかりと当事者目線という、中にはそういう方々が職員の中にもいらっしゃるとは思うんですけれども、改めて謙虚に進めていただくようお願いをしたいと思います。

改めて、今度は、日常ではない避難所生活ということにフォーカスをしていきますと、障がいがあるか、ないかにかかわらず、例えば避難所に行って、1日、2日、3日ぐらいいは恐らく平常心でいられるのかもしれませんが、それが日数がたち、場合によっては1週間、2週間とたってくると、ふだんはそんなこと言うはずもない人が我先にということで、いろんなことを言い出したり、そういう行動を取ったりということが想像できません。

そうならないことを願うばかりではありますが、もしそうなってしまったときに、誰が一体この障がいを抱える方を守るのかということを考えてみますと、職員がしっかりと対応しますというようなことがあるかもしれませんが、実際に職員の方々も被災者である可能性ということをぜひ考えていただきたい。

私は元自衛隊でありますので、東日本大震災で人命救助に当たった多くの隊員たちが被災者であったことは重々承知しており、悲痛な思いでやっていたんだろうと。

恐らくコロナのときも全庁一丸となって、皆さんは対応されたと思いますので、市民を守りながら、自分自身も大変な立場であるということとはし

っかり想像していただきたいというふうに思います。そういった視点において、先ほど森山委員からもありましたが、地域住民と一緒に支えていく、助けていくということはやはり大事なんだろうというふうに思います。

そこで質問ですが、避難所における障がいを抱える方々への現在の準備状況につきまして伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 避難所における障がいのある方への対応の準備状況につきましてお答えをいたします。

避難所では、身体障がい者用簡易トイレを備蓄するなどの準備、対策を講じているほか、配慮が必要な方が安心して過ごせるように、避難所開設時には福祉避難スペースを必要に応じて設けることとしております。

また、視覚障がいのある方が避難所などで容易に災害に関する情報の取得と発信ができるように、昨年8月にKDD I S株式会社との共催で、スマホ防災DXセミナーを初めて開催をしたところであります。

音声読み上げ機能を用いた情報取得などを通じて、視覚に障がいのある方にとって、デジタルの活用が情報アクセシビリティの向上に有効であると確認できましたことから、今後もこうしたセミナーを継続的に実施していきたいと考えております。

●山田洋聡委員 平時における準備として、新たな取組をしていただいているというところ、すごくよいと思います。

ただ、よくありがちなのは、かゆいところに本当に手が届いているのかというような、そこじゃないんだよみたいなことではなく、先ほど申し上げましたが、しっかりと当事者意識に基づいた事業を進めていただきたいと改めて思いました。

今般、耳が聞こえないという方から、避難所についてのお悩み事を伺う機会がありました。

それは、耳が聞こえないということを認知して

もらえないため、避難所における情報を得るのが難しいということでありました。

例えばですけれども、配給とか、何か情報伝達のために人が集まっているというのも、ざわざわというのは聞こえないので、常に見ていなければ何が起きているか分からないと。これは、例えば二次災害、二次被害みたいなことがあったときにも同様のことが言えると思いますので、そういう視点から、人に耳が聞こえないということを知っていただきたいという話でありました。

例えば、目が見えない方であれば、白杖を持っていたり、それが自分の避難所のスペースに置いてあったり、歩行困難な方は車椅子があったり、松葉づえがあったりと、比較的視覚として認知しやすいと思うんですけれども、聴覚障がいの方々にはなかなかそうは思っていないという話でありました。その話を伺った方に関しては、ビブスのようなはっきりと分かるものがあるというよいということを、はっきりとおっしゃっていただきました。

障がいを抱える当事者の避難所の実態を踏まえたという話を、今、させてもらったんですけれども、繰り返しになりますが、やはりそうではない方々というのは想像の域を超えないということで、改めて真摯に耳を傾けていただきたいというふうに思いますし、避難所については、先ほども申し上げましたが、平時でなく有事のことです。場合によっては命に直結しかねないということで、そういう意識を持って取り組むのが大事だというふうに思います。

ビブスの話ですが、実際に予算が必要だということで、なかなかすぐにやりますという話になりにくいかもしれませんが、それが実際に自助、共助、公助と、行政としては本当に何をすべきかということを考えたときには、障がいを抱える方々のサポートというのは、優先されるべきものであろうというふうに考えておりますので、ぜひそういう対策をしっかりと講じていただきたいと

いうふうに思います。

そこで質問ですが、それぞれの障がいの特性に応じた避難所対応についての考え方と、今後の取組について伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 障がい特性に応じた避難所対応の考え方と、今後の取組についてお答えをいたします。

避難所という非日常的な環境下においては、平時にも増して、一人一人の障がい特性に応じた配慮が重要と考えております。

委員ご指摘の、災害時に自らの障がい特性を明示いたしますビブスなどにつきましては、周囲の視認性を高める一方で、その状態が心理的抵抗や犯罪被害の標的となる危険性など、慎重に検討すべき課題もあると考えておりますことから、今後、当事者の意見を丁寧に向いながら、実効性のある支援ツールを幅広く検討してまいりたいと考えております。

また、現在オストメイトの方の自宅が被災した場合に備えまして、公的施設などでのストーマ用装具の分散保管につきましても、当事者団体の呼びかけに応じる形で、危機管理局とともに意見交換を行うなど、検討を進めているところであります。

今後、こうした取組を他の障がい特性にも広げまして、誰一人取り残さない災害対応の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

●山田洋聡委員 今日にはビブスという話をさせていただきましたが、過去にはバンダナということを検討した経緯があると伺っております。

その際は先ほども申し上げましたが、予算的な問題などもあり、民間の企業さんにコンセプトをお話をした上で、いかがですかと、ご支援いただけませんかという話をされたのだと伺いましたが、そのときは理解はするものの、お金を出すまでには至らないという企業様側の判断により、実現はしていなかったものだ認識しております。

ちなみに、この話は全国的に見ると、それを取

り組んでいる自治体、取り入れている自治体もあるわけでありますので、今、ご答弁にありました犯罪被害のおそれ、可能性もあるということは理解しますが、過去にどのような事例があったのか、全国の障がい者の団体ですとか災害ボランティアの団体ですとか、この辺の情報を取っている最中でありますので、それを一緒に共有しながら、障がいを抱える方々の避難所生活と命を守るということに共に取り組んでいけたらいいと思っています。

障がい者は、我々が手を差し出して救うべきというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

●定森 光委員 私からは大きく3項目、区役所保健福祉部の相談支援体制の強化、避難行動要支援者の個別避難計画、そして障がい者協働事業の見直しについて伺います。

最初に、区役所保健福祉部の相談支援体制の強化です。

8050問題やダブルケアなど、福祉課題が複雑化・多様化しており、これまでの属性や課題別の福祉制度、サービスでは対応が困難な事例が増えてきています。

実際、各区の地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所では、相談件数が高い水準で推移しており、相談機関全体の負担も増している状況にあります。

このような中、市民の身近な行政機関である区役所は、複合的な課題に関する相談を受け止める役割が、これまで以上に重要になってきていると考えます。

我が会派では、これまでも区役所保健福祉部の相談支援体制の強化について、議会で質問や要望を行ってきましたが、質疑の中では、介護、障がいサービスの利用者増加に伴い、サービス決定などの事務的業務に時間が割かれ、相談支援業務に十分な時間を確保できていない現状があると聞いております。

こうした状況では、丁寧な相談対応がなされずに相談者の孤立を深めてしまったり、また、十分な聞き取りがなされないまま、他の相談機関に紹介されることで、結果として相談機関の負担増につながっている面もあるのではないかと懸念いたします。

昨年の第3回定例市議会決算特別委員会では、答弁で、高齢・障がい分野の対策として、事務的業務と相談支援業務を担当する係を分けるとともに、多職種チームによる相談支援機能の強化や、外部機関、地域資源との連携を深めていくとありました。

区保健福祉部全体の相談支援力を高めていくには、これらの取組を具体的にどのように進めていくのが重要であると考えます。

そこで質問ですが、高齢・障がい分野における区役所の相談支援体制を強化するため、令和8年度からどのように取り組んでいくのか、伺います。

●西村総務部長 高齢・障がい分野における体制の強化についてお答えいたします。

相談支援を担当する係は、高齢や障がいなどの分野をまたいで、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応するため、保健師と精神保健福祉相談員、そして福祉経験のある事務職員などによる多職種の職員がチームとして関わる体制を導入する予定でございます。

また、ほかの係が来庁した市民や訪問時に把握した世帯について、相談支援を担当する係につなぐ必要性を判断するため、新たにチェックリストを活用する取組を開始いたします。

相談支援に当たりましては、複数職員で支援方針を検討するほか、対象者や世帯の状況に合わせて主となる担当者を柔軟に変更するなどにより、それぞれの知識や経験を生かした多角的で適切な支援を行います。

このほか、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所と定期的に行う情報交換会におい

て、世帯情報ですとか、知識やノウハウの共有を行うなど、関係機関との連携強化を一層進めてまいります。

●定森 光委員 複数の職員による支援方針の検討であったり、対象者や世帯の状況に応じて担当者を変更するなど、柔軟に支援の体制をつくっていくチーム制での利点を生かした支援を進めていくということでした。

また、相談支援を担当する係以外の職員もチェックリストを活用して、支援の必要性を把握していく取組も行うということです。加えて、外部機関とも定期的な情報交換を行うなど、具体的な取組を検討して進めていくということを評価したいと思います。いずれも重要な取組でございますので、着実に進めていただきたいと思います。

一方で、こうした取組はもちろん必要ではございますが、孤立が広がっている社会においては、市民が自ら相談に来るのを待つだけではなく、課題が深刻化する前の早期支援も非常に重要であります。

行政が地域の住民や関係機関と協働し、支援が必要な世帯に早期に気づき、支え、孤立を防止していく地域づくりをさらに進めていく必要があると考えます。

昨年の第2回定例市議会代表質問では、区保健福祉部の相談支援体制の充実について質問した際に、予防的な活動の充実に向けた保健師体制の検討を進めていくという答弁がございました。

地域では、民生委員や町内会、NPO、企業など多様な主体が支援を必要とする方に気づいたり、見守ったりしております。ただ、福祉サービスなどの専門的な支援につなげるのが難しい場面も少なくないという声もございます。早期発見・早期支援において、専門性を有する保健師の果たす役割は大きいと考えます。

そこで質問ですが、様々な支援を必要とする世帯の早期発見・早期支援に向け、地域における保健師の予防的な支援をどのように充実させていく

のか、伺います。

●西村総務部長 保健師の予防的な支援の充実についてお答えいたします。

困難な健康課題を抱える世帯を早期に把握し、課題が重度化、深刻化する前に、適切な支援につなげるためには、保健師が積極的に地域に出向き、関係機関や地域と顔の見える信頼関係を築くことが極めて重要であると認識しております。

そのため、健康・子ども課に地区担当保健師を増員し、連合町内会等の地区組織に対して、複数の保健師が積極的に関わることができる体制を整備することにより、年代や健康状態を問わず予防的な地区活動を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、乳幼児健診等の定型業務を専任で担う保健師を配置しまして、地区担当保健師が地区活動に専念できる時間を確保することで、関係機関や地域とのつながりを強化し、潜在的な支援対象者の早期把握と支援に努めてまいりたいと考えております。

このように関係機関や地域とのネットワークを強化しまして、きめ細やかで切れ目のない支援を行うことで、行政と地域が一体となり、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる健康な地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

●定森 光委員 地区担当保健師を配置し、連合町内会など地域とのネットワークを強化して、予防的な支援を充実させていくということであります。

地域で活動する様々な団体や個人の方々が、地域住民の体調や生活状況の変化に気づいた際に、保健師に相談しやすくなるよう、顔の見える関係づくりを進めていただきたいと思います。

要望でございますが、相談体制強化の要を担っていく、相談支援を担当する係、そして、保健師ですけれども、受ける相談内容によっては、すぐに解決せず継続的な関わりが必要となるケースが

積み重なっていくことも予想されます。

そのような中であっても、一つ一つの相談に丁寧に向き合っていく体制が維持されていくことが重要でございます。相談体制が実態に見合ったものになっているのか、職員の皆さんの声も聞きながら、適宜把握をし、必要に応じて人員配置を含めた体制の充実を図っていくことを求めて、次の質問に移ります。

次に、避難行動要支援者の個別避難計画について、実効性の観点から伺います。

先ほど、森山委員からもございましたけれども、令和3年の災害対策基本法改正によって、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

本市においては、避難行動要支援者名簿の約12万人の中から、災害リスクや心身の状態を踏まえ、作成の優先度が高い方、先ほど答弁では約500名とありましたけれども、この方々に「わたしの避難準備シート」として作成を進めているということであります。こうした取組は災害の被害をなくしていく上で、非常に意義のあることだと考えます。

現在、本市は、被災者一人一人の状況に応じた支援を行うために、災害ケースマネジメントの視点に基づく体制づくりを進めているものと承知をしております。

避難指示が発令される発災前の段階から、被災直後の避難生活、さらには生活再建に至るまで、フェーズごとに必要な支援体制を構築していくことが求められており、その基盤となる平時からの取組が重要であると考えます。

その中で、避難行動要支援者に対して、あらかじめ、どこへ、誰と避難するのかを具体的に定めておく個別避難計画は、特に水害や土砂災害など、一定程度予見が可能な災害時において円滑な避難行動支援につなげるための重要なツールであると考えます。

そこで質問ですが、本市として、災害時の避難

に特に支援を必要とする方に対する個別避難計画を作成する目的を、どのように位置づけているのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 個別避難計画を作成する目的についてお答えいたします。

災害対策基本法の改正を受け、個別避難計画作成の試行等を行う中で、対象となる方ご本人やご家族の防災意識が必ずしも高くない場合があることを、課題の一つとして把握したところでございます。

このため、実効性を伴った個別避難計画の作成を推進していくに当たっては、まずは対象となる方ご本人やご家族の防災意識の向上を図りながら、取り組む必要があると考えているところでございます。

これを踏まえまして、札幌市におきましては、災害時の避難に特に支援を必要とする方が、個別避難計画である「わたしの避難準備シート」の作成を通じて、災害を自分事として捉え、日頃の備えをしていただくことで、円滑な避難行動につなげることを現段階での目的と位置づけているところでございます。

●定森 光委員 ご答弁では、個別避難計画を、本人や家族の防災意識の向上を通じて、円滑な避難行動につなげることを現段階の目的とするということでありました。

防災意識が向上するというところで、確かに、例えば自宅での避難で済む方、垂直避難で済む方なども当然いますので、迅速な判断にもつながるのではないかと思いますし、また、避難する上での物資を備えることでも、防災意識の向上は大変重要だというふうに考えます。

一方で、実際に災害時の避難を具体的に想定していくと、本人や家族だけでは対応が難しい場面や不安が生じることもあると思われます。

今回、優先をして作成を進めている方々は、特に障がいの程度や介護度が重く、自力での避難が困難な方々であります。中には医療的ケアが必要

な方もいると聞いております。

場合によっては、家族のみでの避難が現実的には難しい場合もあると思います。また、心身の状態によっては、十分な支援環境が整わない学校などの指定避難所で数日間生活すること自体が、大きな負担となる場合もあります。避難先としての医療機関であったり、福祉施設等との連携が必要になるということも考えられます。

個別避難計画の作成を実際の避難行動につなげていくためには、本人や家族の防災意識向上にとどまらず、作成の過程を通じて周囲の支援体制を具体的に整えていくなど、実効性のある取組が重要であると考えます。

例えば、家族が支援できない事態や避難先での避難生活も想定し、介護事業者などとの間で平時から役割を整理し、支援体制を構築していくことも、計画の実効性を高める上では重要な取組だと考えます。

また、学校などの指定避難所に実際にご本人が足を運んだことがなければ、災害時に避難をためらう可能性もございます。計画の実効性を高めていくには、関係者との共有の場や避難訓練などを通じて、実際に避難生活が可能かどうかを事前に確認していくことも必要であると考えます。

そこで質問ですが、今後、個別避難計画の実効性を高めるために、本市としてどのような取組を進めていく考えか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 避難行動の実効性を高める取組につきましてお答えいたします。

ただいま委員からご指摘いただいたとおり、作成した個別避難計画である「わたしの避難準備シート」に基づいた災害時の避難の実効性を高めるためには、平時からの取組が重要であると認識をしているところでございます。

平時からの取組としては、例えば、避難行動要支援者名簿の情報提供と同様に、対象の方が居住する町内会等に作成したシートの内容を提供することで、地域での避難支援の検討にご活用いただ

くことが考えられます。

今後は、引き続き、「わたしの避難準備シート」の作成を鋭意推進するとともに、避難の実効性を高めるための取組につきまして、他自治体の先進事例の調査研究のほか、関係部局や関係機関とも連携を図りながら検討してまいります。

●定森 光委員 ご答弁では、町内会などへの共有ということも例として挙げていただきました。町内会の負担にならないような提供の仕方、工夫も必要でございますが、ほかの都市では、ケアマネジャーと地域住民が対象の方のお宅を訪問して、調整会議をして、役割分担をしている事例もございます。

また、ご本人、家族と支援者が地域の避難訓練と一緒に参加をして、こうした結果を踏まえて、個別避難計画の見直しに反映しているという事例もございます。

こうした他都市の取組も参考に作成を進めていかなければなりませんけれども、一つ一つの計画が実効性ある避難行動につながっていくように、取組を進めていくことをお願いいたします。

また、要望でございますが、先ほど関係機関とも連携をしていくということもございました。本市は令和7年4月に、災害時保健活動マニュアルを策定しております。ここには保健師が平時、災害時に、要支援者の方の状況把握や健康支援を担うということが書かれております。避難訓練を所管する危機管理局との連携は当然必要でございますが、保健福祉局の中でもしっかりと個別避難計画の活用について連携をしていく、その検討を進めていただくことを求めて、次の質問に移ります。

最後に、障がい者協働事業の見直しについて伺います。

本事業は、2006年の開始以来、障がいの有無にかかわらず、共に働く場を創出するとの理念のもと、福祉的就労ではなく、企業での直接雇用を推進する仕組みとして、多様な業種において雇用実

践が積み重ねられてきました。

この事業は昨年3月に、新聞で廃止の方向という報道がなされましたが、その後、昨年の第2回定例市議会の我が会派の代表質問において、本市からは、障がいのある方の一般就労の場を拡大していく観点から見直しを検討する旨の答弁がございました。

札幌圏における一般就労の障がい者の数は1万人を超え、年々増加しております。また、本市においても、障がい者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などが雇用の促進や定着支援に取り組んでおります。

一方で、精神・発達障がいなど、多様な特性を持つ方々の中には、希望する働き方になかなか結びつかない、就労困難なケースも依然として見受けられます。

そして、法定雇用率が未達の企業は半数を超えるなど、企業における人手不足が深刻な状況にあっても、障がい者雇用十分に結びついていない現状があります。

また、国の審議会においては、障がいのある方が能力を発揮し、安心して働き続けられる職場環境の整備など、障がい者雇用の質の向上に課題があることも指摘されており、障がい者雇用をめぐる議論は、量の確保から質の向上へと広がりを見せています。

こうした状況を踏まえますと、本事業の見直しは、雇用の裾野を広げることに加え、企業と障がいのある方との適切なマッチングや、質の高い雇用環境の実現に資するものである必要があると考えます。

そこで質問ですが、本市は現在の障がい者雇用の課題をどのように捉えているのか。また、その課題を踏まえ、協働事業の見直しをどのような方向性で進めているのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 本市における障がい者雇用の課題と、協働事業の見直しの方向性についてお答えをいたします。

障がい者雇用の課題としましては、主に雇入れ側のノウハウの不足や、相談先が分からないといった情報不足が挙げられ、雇用機会の確保とともに、雇用の質の向上にもつながるような総合的な支援が必要であると考えております。

協働事業の見直しに当たりましては、こうした課題を踏まえて、共に働くというこれまでの事業理念や成果を継承しつつ、より多くの企業が障がい者雇用に踏み出すことができるような支援策について、現在、検討を進めているところであります。

●定森 光委員 障がい者雇用に関する企業側の課題として、雇入れ側のノウハウ不足や相談先の情報不足ということが挙げられました。また、見直しの方向性ですけれども、多くの企業の雇用の受皿を増やしていくということでもあります。

協働事業は、事業者のうちの5割以上かつ5人以上を障がいのある方とする特徴的な仕組みのもと、重度の方も含めた障がい者雇用を実現してきました。

現場では、業務の切り出しや職員配置の工夫など、具体的なノウハウが蓄積され、単に雇用を増やすというだけでなく、安定した障がい者雇用の環境づくりが実践されてきたものと認識しております。

こうした取組は、障がいのある方の一般就労拡大に向けた一つの実践モデルであり、とりわけ人材確保に悩む中小企業にとっては、具体的な参考事例となり得るものだと考えます。

そこで質問ですが、見直しに当たっては、本事業が培ってきた雇用環境やノウハウをどのように生かしていく考えか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 見直しに当たってのこれまでのノウハウ等の生かし方についてお答えをいたします。

現行の事業者が長年培ってきた、障がい特性に応じた業務の選定や職場定着のノウハウは、本市

の障がい者雇用における重要な財産であり、その成果を今後も活用すべきであると考えております。

現行事業者には、新たに障がい者雇用に取り組もうとする企業等に対しまして、蓄積された知見を提供する役割を担っていただくなど、雇用の質の向上を支えていただくような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

●定森 光委員 ご答弁では、これまでに培ってきたノウハウなどは財産であることから、提供する仕組みなどについても検討していきたいということであります。

ぜひとも進めていただきたいと思いますし、その際には、今、事業を実施しております事業者の皆様とも意見交換を重ねながら、取り組んでいただければと思います。

この事業のように、高い割合で障がいのある方を雇用しながら、事業を継続していくことは社会的意義の大きい取組である一方で、経営面では必ずしも容易でない側面があると考えます。

この事業には、長年同じ職場で、年齢を重ねながらも安心して働き続けてこられた方もおります。今回の制度の見直しに当たって、今後も働き続けられるのか、不安を感じている方もいるのではないかと思います。

見直しに当たっては、現在働いている方々の雇用が継続されるよう支援していくことが不可欠であります。その際に、ほかの事業所へ転職できればよいということではなく、これまで働き続けてきた職場で働き続けられる環境が維持されることが重要であると考えます。

そこで質問ですが、既存事業者が雇用環境を維持できるよう、令和8年度以降、どのような具体的支援を実施する考えか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 令和8年度以降の協働事業者に対する具体的な支援についてお答えをいたします。

協働事業の見直しに当たりまして、昨年12月に

事業者と意見交換会を開催いたしまして、見直しの方向性について、共通の理解を深めたところであります。

現行事業者が今後の事業継続や業態転換等、現在雇用されている方々の雇用の維持に向けた体制整備を円滑に進めるような支援が必要であると認識をしたところでございます。

このため、令和8年度から、中小企業診断士等による伴走型の経営相談を原則全ての事業所に対して実施するとともに、雇用されている障がいのある方の不安を解消するために、ご本人の希望に応じた雇用の継続や転職等の相談について、就労支援機関等と連携しながら丁寧に対応をしていく予定でございます。

また、雇用されている障がいのある方の転職等も踏まえまして、現在の補助要件としております、障がいのある従業員の割合が5割以上かつ5人以上とする規定を緩和いたしまして、転職等により欠員となっても、補助が継続できるように支援する予定であります。

引き続き、事業者や雇用される障がいのある方の不安や思いを真摯に受け止めながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

●定森 光委員 中小企業診断士による伴走型の経営相談、補助要件の緩和を実施するということとあります。事業所が雇用を維持できるように、市として支援していくという姿勢だと受け止めております。

その上で要望ですけれども、経営相談を通じた助言にとどまらず、雇用環境の整備に積極的に取り組む企業が継続的に評価され、事業拡大できるような仕組みづくりも必要になると考えます。

例えば、認証制度の創設や活用であったり、また、優先発注など、インセンティブを伴う仕組みについても、ご検討いただきたいと思います。

今回の見直しを契機に、既存事業者や見直し後の制度において、新たに補助を受ける企業が雇用を安定的に維持できるような、様々な支援策を検

討していくことを求めて、私の全ての質問を終わります。

●田中啓介委員 令和8年度局別施策の概要58ページに記載されております保健福祉局障がい保健福祉部の身体障がい者自動車運転訓練費等補助金について質問をいたします。

この補助金は、身体障がい者自動車運転訓練費補助事業と、身体障がい者自動車改造費補助事業に係るものであります。

そこでまず、質問をいたします。この身体障がい者自動車運転訓練費補助事業と、身体障がい者自動車改造費補助事業を実施した目的、それぞれの補助実績について、予算とそれに対する実施件数など、決算はどのように推移をしているのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 両事業の目的と予算等の推移についてお答えをいたします。

両事業共に身体障がいのある方が運転免許の取得や自動車の改造を行うことで、就労等による自立更生の促進を図る目的で、それぞれ10万円を上限に補助を実施してきたところでございます。

予算等の推移につきましては、令和4年度は予算が約170万円で、決算が約490万円、補助実績は運転訓練費が13件、改造費が37件でございます。

令和5年度は予算が約560万円で、決算が約400万円、補助実績は運転訓練費が18件、改造費が24件となっております。

そして、令和6年度は予算が約440万円で、決算もほぼ同額となっており、実績につきましては運転訓練費が13件、改造費が33件となっております。

●田中啓介委員 私がかつて20代の頃ですけれども、知人が交通事故に遭って、車椅子の使用者になり、そのときその知人は車を持っていたんですけれども、手放すことにしました。

学生のときにも、スノーボードで転んだ際に脊髄を損傷した先輩がいました。半身不随になってしまって、車椅子を使用するというところで、その

先輩はそもそも免許を持っていなかったんですが、車を運転できないだろうということで諦めておりました。私自身も、障がいを持っているとそもそも車の運転はできないんじゃないかと当時は思っておりました。

現在は、障がい当事者が自分1人で車を乗り降りして、運転している光景を目にするようになっております。実際、身体障がいがあっても、健常者と同様に学科試験、適性検査に合格をすれば、運転免許を取得でき、また、自家用車に補助装置をつけることで運転することが可能となっておりますが、実際、私の周りでもまだ身体障がい者になってしまうことによって、車の運転はできないのではないかと考えている方は少なくはありません。

そういう中で、この事業というのはすごく大事だというふうに思うんです。健常者と同様に運転免許を持っていない場合は、自動車学校に通います。その免許取得にかかる学校の費用は、平均で約30万円。また、自家用車に運転補助装置をつけるのに平均約20万円。どちらも費用がかかってまいります。

身体障がいを持っていることで、就労の部分で、なかなかフルタイム、正規で働くことが難しいという声を聞いております。障がい者就労支援に通所し、また、障がい年金のみや不安定な雇用、低所得の障がい当事者は少なくないという中で、社会参加を積極的にできるように、経済的な負担軽減をする福祉支援の一つだと思っております。

先ほどの答弁で、ここ3年間の予算と決算、また実施件数の実績を答弁いただきました。今年度の予算に関しては約440万円、しかし、来年度、2026年の予算案では、半分以下の約210万円となっております。

予算が半分以下になっているのは、身体障がい者自動車改造費補助の補助額上限を10万円から5万円に減額、自動車運転費補助事業は廃止をする

ためと聞いております。

そこで伺います。実績はあり、また、この事業を必要としている障がい当事者がいるにもかかわらず、札幌市は来年度から運転訓練費補助事業を廃止し、改造費補助事業は補助額を半分にする理由について伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 事業見直しの経緯等についてお答えをいたします。

令和8年度の予算編成は、これまで以上に事業効果を踏まえた見直しを行ったところであります。

自動車運転訓練費補助につきましては、約50年前の昭和48年に、自動車改造費補助は昭和50年に開始をしております。事業が開始された当時は、運転免許の取得や自家用車の所有が拡大傾向にあり、公共交通機関のバリアフリー化は十分ではなかったことから、障がい等の状況によって、仕事や社会参加のための自動車が今以上に必要でありました。

しかし、現在は就労形態や社会参加も多様化し、在宅でのリモートなど、ICT技術の活用や公共交通機関のバリアフリー化も進展しているところでございます。

加えまして、障害者差別解消法で、事業者による障がいのある方への合理的配慮が義務化されまして、障がいのある方の通勤や仕事などでの雇用者による配慮や支援、そして、社会参加における配慮も進み出しているところでございます。

こうした中、補助の目的としておりました就労等による自立更生の促進に関しましては、平成23年度から多様な就労スキルを向上させる事業を人材派遣会社等に委託して実施をしており、また最近では、複数の企業からの寄附を原資といたしまして、仕事に活用できるICTスキルを向上させる事業にも取り組んでいるところであります。

このように社会の多様なニーズを踏まえた、障がいのある方の自立や社会参加を支援しているところであります。

こうしたことも踏まえまして、過去の補助実績も考慮して、運転訓練費補助につきましては廃止、改造費補助につきましては、車を買換えるたびに必要となることを考慮しまして、基準額を減額して維持することとしたものでございます。

●田中啓介委員 当事者を取り巻く社会環境が50年前に比べて進展、変化している、多様化しているというふうに部長は答弁されておりましたが、例えば就労形態について、在宅といっても、全てが在宅の仕事ばかりではありません。やはりどうしても車が必要だという仕事もあります。

また、公共交通機関について、確かに車両、施設はバリアフリー化が進んできているかもしれませんが、しかし、札幌の場合は積雪寒冷地です。また、公共機関の車両や施設はバリアフリーになっていたとしても、自宅からバス停までだったり、駅までの移動に関して、特に冬の期間は車椅子などでの移動は極めて困難です。

また、公共交通機関の車両がバリアフリー化をしているとしても、今起きているのは運転手不足で、バスの減便、路線の廃止、それによって自宅近くにあったバス停がなくなって、どうしても車での移動が必要不可欠な地域に住んでいる障がい当事者もいらっしゃいます。

こういったことを今回の予算、また、この事業の見直しに当たって考慮したのか疑問です。

運転免許の取得は拡大傾向だと言いました。例えば、バス停や駅まで歩いて行ける、今は車が必要ないという人であっても、ある日突然事故に遭う。病気になって、車椅子がどうしても必要になる。そういうときに、先ほど過去の実績を考慮したといいましたけれども、その実績で毎年補助を申請している当事者がいます。

先ほどの答弁で、過去3年間の実績を答えられました。その実績からは、必要な人は今後もいると思います。

そこで、改めて伺います。先ほどは令和4年から令和6年度の実績を答えられました。ここ10年

間で、その実績は減り続けていると考えているのか。また、今年度、令和7年度は予算約440万円に対して、実績、決算の見込みはどうなっているのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 過去10年ほどの実績についてと、今年度の状況についてお答えをいたします。

過去10年程度につきましては、運転訓練費補助は、大体15件程度前後で推移をしているところでございます。改造費補助は、10年ほど前は40件から30件ほどございましたが、現在は20件から30件で推移しているところでございます。

予算につきましては、先ほど、委員ご指摘のとおり、440万円を組んでおりますが、今年度の見込みについては、予算とほぼ同額ではないかと、現在の状況では見込んでいるところでございます。

●田中啓介委員 この補助事業が必要だという障がい当事者の方がいるにもかかわらず、来年度は予算を半分にするというのは、どう考えても理解ができないです。

400万円です。400億円ではないんです。昨年度、令和6年度決算では、障がい保健福祉部だけで約21億7,600万円以上、不用額が出ております。

また、今回のこの変更に関して、先ほどの質疑の中で、福祉除雪に関しては、昨年の厚生委員会で報告がされたと聞いております。

こちらの事業の変更、見直しに当たっては、我が会派の厚生委員にも確認をしましたが、報告はされていないと聞いております。

私自身これを知ったのは、障がいの当事者の方から、札幌市のホームページを見て、どうなっているのだろうという問い合わせが私のところであり、私もそれで札幌市のホームページを見ました。更新日が2026年1月14日付になっており、運転訓練費補助については、わざわざ赤い字で、令和8年3月31日をもって本補助事業を終了する予

定ですと記載されています。

また、改造費補助のほうは、令和8年4月1日より基準額の引き下げを行う予定です。金額も上限は10万円から5万円になる見込みです。

議会に、保健福祉局の事業等を審査する厚生委員会にも報告はなく、実際に利用したい、利用実績がある事業を半分にするというのは、到底納得できるものではありません。補助支援事業を必要としている当事者が、来年度から全くいなくなるわけではないんです。

先ほども言いました。今は免許を持っていないけれども、必要になったときに免許の取得費用の補助をする福祉の事業です。車を持っている、でも、事故に遭ってしまう、病気になって、自分の持っている自家用車を補助装置で変えていかなければいけない。その費用を補助するものを縮小する、こういうことはあってはならないということをお願いして、質問を終わります。

●藤田稔人委員 毎年取り上げておりますが、区支援調整課の取組とごみ屋敷への対応について質問させていただきます。

近年、少子高齢化や核家族化が進み、世帯が抱える課題が複雑化・多様化する中で、制度のはざまに孤立する家庭や行政からの支援が届きづらい世帯が増えております。

札幌市では、様々な福祉課題を抱える方への組織横断的な支援を進めるために、区保健福祉部に支援調整課を設置し、市内10区で本格実施を開始して約1年が経過したところです。

そこで質問ですが、全市展開後の約1年間で、10区の支援調整課が関わって支援を行った世帯数と、それらの対象世帯が抱える福祉課題の傾向について伺います。

●西村総務部長 区支援調整課の全市展開後の実績につきましてお答えいたします。

10区の支援調整課では、令和7年4月から令和8年1月までの間に、保健福祉部内の関係課等から相談を受けまして、合計774世帯の支援に関わ

ってきたところでございます。

これらの世帯は、複数の福祉課題を抱えておりますが、具体的には、生活保護、経済的困窮が約76%と大きな割合を占めているほか、精神障がいが約58%、知的障がい約28%、そして、児童の養育等が約30%と多い傾向にございまして、関係する部署が連携しながら支援に取り組んでおります。

また、このほかにも、ひきこもりが約14%、そして、ごみ屋敷等が約12%、支援拒否が約29%など、既存の福祉制度だけでは解決が難しい世帯や、自ら支援を求めない、あるいは求めることができない世帯も一定数見られる状況でございます。

●藤田稔人委員 経済的困窮や児童の養育上の課題など、世帯内で様々な課題を抱えている事例が多いほか、ひきこもりやごみ屋敷等の課題を抱える方、行政からの支援を拒絶する方もいるなど、対応が難しい事例も数多くあるということでございました。

委員会では、ひきこもり、ごみ屋敷などは既存の福祉制度では解決の難しい、つまり従前は各区に相談窓口のなかったような分野でしたが、支援調整課の設置により、行政として解決すべき課題であるということが明確に浮き彫りになったと感じております。

特にごみ屋敷については、私も地域で活動する中で、部屋に入るとごみが散乱し、台所や風呂、トイレが使えないような状態で生活されている方、さらには、そこにお子さんが一緒に生活している家庭も見つかることがあります。

先日は精神障がいひきこもりだったという方で、今はひきこもりから脱出しておりますけれども、そういった方にお会いして、お話を聞いたときに、やはり当時はごみ屋敷であったと。頭ではごみ屋敷を片づけなければならないと分かっているけれども、体が動こうとしない、片づけることができないんだということをおっしゃってございました。

心身の不調や生活の困り事を抱えている中で、そうした方々が自らの力で環境を改善し、生活を立て直すということは、並大抵のことではないと実感しております。

ごみ屋敷への対応については、福祉的な観点から、対象者に寄り添った支援を行うことはもとより、福祉部局と環境部局が連携して、ごみ屋敷の解消や再発防止に向けた実効性のある取組を進めていく必要があると考えております。

昨年の予算特別委員会におきまして、ごみ屋敷対策のための条例を制定している都市を含めて、他都市の取組状況を調査した上で、札幌市の実態に即した対応を検討していくという答弁がございました。

そこで質問ですが、他都市への調査から、ごみ屋敷対策につながる効果的な取組が見えてきたのか。また、今後札幌市では、ごみ屋敷の課題を抱えた世帯への支援にどのように取り組んでいくのか、伺います。

●西村総務部長 ごみ屋敷の課題を抱えた世帯への支援についてお答えいたします。

他都市への調査結果からは、福祉的な観点も踏まえてごみ屋敷対策に取り組んでいる都市において、条例の有無にかかわらず、関係部署の役割や支援策などの情報が庁内で整理されており、福祉部門と環境部門が連携して取り組む体制となっていることを確認したところでございます。

札幌市では、区保健福祉部と環境局が個別のケースで連携する事例が徐々に増えているものの、庁内の情報集約や関係部署の連携強化は引き続き課題であるというふうに認識しております。

今後は、札幌市においても、各部署の役割や連携方法、活用できる支援策、モデルとなる対応事例等をまとめ、福祉部門と環境部門を中心に、関係する職員が活用できるマニュアル等を作成し、支援の充実を図ってまいります。

●藤田稔人委員 最後に、3点要望をさせていただきます。

ひきこもり、ごみ屋敷、支援拒否が、たとえ解決が難しくても、行政が手を差し伸べなければならない課題であると明確に認識し、各部署がたらい回しにするのではなく、支援調整課がイニシアチブを握り、関連部局で連携し、解決に向けて積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、マニュアル等を作成して、支援を充実させるということでしたが、そのノウハウをしっかりと蓄積していただき、支援を広げていただきたいと考えておりますので、ごみ屋敷対策条例がなくとも、実行できることを着実に進めていただきたいと考えております。

最後になりますが、マニュアルを作成し、ノウハウを蓄積していくと、恐らく条例化ということも出てくるのかなと考えております。昨年と同じことを述べさせていただいておりますけれども、この件につきまして特段の不都合はないと思っておりますので、条例化ということも視野に入れながら、さらに検討を進めていただき、こういった世帯をぜひとも1件でも多く救っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●たけのうち有美委員 私からは、医療的ケア児レスパイト事業について質問します。

我が会派はこれまで、日常的にたんの吸引や経管栄養、人工呼吸器の管理など、専門的な医療的ケアを必要とする子ども、いわゆる医療的ケア児を育てるご家族への支援の拡充を求めてきました。

こうした中、2024年10月から、札幌市で本事業が開始され、医療保険の訪問看護では対応できない長時間のケアや、自宅以外での支援も可能となりました。医療的ケア児を育てるご家族にとって、安心して専門的ケアを託せる時間は決してゼロではなく、必要なときに確実に確保できることは、生活を継続するために不可欠な基盤です。

本事業は、2025年度から利用時間が年間24時間から48時間に拡充されました。必要な家庭に確実に届き、実際の利用につながるものが重要です。

私に寄せられた声を一部ご紹介します。

この事業がなければ、きょうだいの行事に参加することはできなかった。また、医療的ケアが必要な外出に同行してもらうことで安心して外出でき、1年を通して、本当にこの事業に支えられたとの声です。

一方で、まだ利用していない保護者からは、自分が頑張れば何とかなる。睡眠不足だが、自分の休息に使うのは申し訳ないといった声もありました。制度に期待しながらも、実際の利用に至っていない方がいることがうかがえます。

また、今年度からさっぽろ連携中枢都市圏の連携市町村にも事業が展開されていますが、札幌市外の保護者から、この事業を知らなかったとの声もあり、制度が十分に浸透しているとは言えない状況にあります。

2026年度予算案では、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市、石狩市などの連携市町村を含め、予算額2,800万円が計上されています。ただし、2025年度予算からは500万円の減となっており、実績が想定どおり伸びていないことが懸念されます。制度の拡充が実際の利用状況にどのように反映されているか、確認する必要があると考えます。

そこで質問ですが、医療的ケア児レスパイト事業について、札幌市と本事業における連携市町村のそれぞれの利用者数と1人当たりの利用時間について伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 医療的ケア児レスパイト事業の利用者数と1人当たりの利用時間数についてお答えをいたします。

今年1月末時点で、札幌市では116名が登録しております。このうち69名が利用しております。連携している9市町村では10名が登録し、その全員が利用している状況にあります。

1人当たりの利用時間数につきましては、札幌市が平均10時間、連携市町村が平均6時間となっております。

●**たけのうち有美委員** ただいまの答弁では、札幌市では116人が登録し、このうち69人が利用、連携市町村では登録者10人全員が利用しているとのことでした。本事業が一定程度、活用されていることが理解できました。

昨年の決算特別委員会の時点では、札幌市で107人が登録、50人が利用しており、登録者、利用者ともに徐々に増加していることが分かります。

しかし、1人当たりの平均利用時間が札幌市で10時間にとどまっていることを考えると、日常的に医療的ケアをしているご家族の負担を軽減するには、まだ十分に活用されているとは言えない面もあります。

実際、保護者からは、家族同士のコミュニティにつながっていたため、この制度を知ることができたとの声もあります。裏を返せば、そうしたコミュニティにつながっていない家庭には、制度の情報が届きにくい可能性も考えられます。

また、利用希望者の中には、事業所との調整が難しく、希望どおり利用できない場合があることも分かっています。例えば、複数の事業所を利用している方が、全ての事業所で十分に活用できていなかったり、土日に利用したくても事業所が休みで対応できないケースもあると聞いています。このように、利用実績が伸びていない要因を考えるためには、サービスを提供する訪問看護事業所の状況も理解する必要があります。

そこで質問ですが、医療的ケア児レスパイト事業を提供する訪問看護事業所の数と提供状況がどのようになっているのか、伺います。

●**成澤障がい保健福祉部長** 事業を提供する訪問看護事業所の状況についてお答えいたします。

本事業におきましては、医療保険で利用中の訪問看護事業所がレスパイト事業も提供しておりま

して、今年の1月末時点で市内は24事業所、連携市町村で6事業所、合計30事業所でサービスを提供しているところです。

利用状況につきましては、事業所ごとの実績を見ますと、30人以上の利用登録がある事業所もございいますが、多くの事業所は登録者が3名以下であり、提供している時間数につきましても、事業所により差がある状況であります。

このため、各事業所の状況を把握するために、昨年12月にアンケートを実施したところ、事業所の人員が不足しており、利用者の希望に対応することが難しいといった意見や、レスパイト事業の利用イメージを十分に知らないと思われる事業者からは、利用者が医療保険の訪問看護で十分に対応できているのではないかという趣旨の意見もあったところでございます。

●**たけのうち有美委員** ただいまの答弁で、訪問看護事業所の状況や提供実績を確認しました。

医療保険を利用している事業所がレスパイト事業を提供することは、子どものことをよく理解している点から、保護者も安心して利用でき、非常に大きなメリットと考えます。

一方、事業所へのアンケート結果からは、事業所や利用者に対して、具体的な利用イメージが十分に伝わっていない可能性や、事業所の人員体制によっては、希望どおりの利用が難しい場合があることも分かりました。

制度をより活用してもらうためには、利用者が希望に添って利用できているか、また、利用できていない場合は、その理由を把握して、改善につなげることが必要不可欠です。

そこで質問ですが、この事業の利用イメージを浸透させるため、どのような取組が必要と考えるのか、伺います。また、利用者の実態を十分に把握することが必要と考えますが、札幌市の考えを伺います。

●**成澤障がい保健福祉部長** 利用イメージを浸透させるための取組と利用実態の把握についてお

答えいたします。

医療保険の訪問看護は在宅でしか利用できませんが、この事業が理由や場所を問わず利用できることを改めて周知する必要があると考え、実際の利用例などをまとめた資料を新たに作成しまして、先月、利用登録者全員と事業所全てに案内したところでございます。

今後はこの資料を連携市町村とも共有いたしまして、関係機関へ周知して、事業の利用イメージの浸透を図っていきたいと考えております。

また、利用者の利用実態の把握につきましては、事業の改善につなげるために、来年度、利用登録した保護者全員を対象にアンケートを行いまして、これまで以上に事業が活用されるように取組を進めていきたいと考えております。

●たけのうち有美委員 医療的ケア児を育てる保護者の中には、自分の休息や用事のためにこの事業を利用してよいのかと迷う方もいると、先ほど申し上げました。

実際には自分は使わなかったが、ほかの方の利用例を知ること、先々の利用イメージが持てるという声も届いていますし、迷う方の利用につながると考えます。

そのため、この事業の柔軟な活用方法と利用イメージが対象者に行き渡るよう、これまで以上に関係機関や関係部局と連携して、周知を徹底することが重要です。

また、札幌市と連携市町村が協力し、利用者や事業者の声を丁寧把握しつつ、さらに効果的な事業に育てていただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

●しのだ江里子委員 私からは、市販薬オーバードーズの防止について質問させていただきます。

若年層による市販薬の乱用、オーバードーズに関する認識と、連携の取組について、市販薬オーバードーズの防止についての3点を伺います。

1点目は、若年層による市販薬の乱用、オーバ

ードーズに関する認識と取組についてです。

医薬品の過剰摂取による救急搬送件数は、消防庁の発表によりますと、2018年から2020年にかけて全国では2.3倍に増加したとの報道がありました。

札幌市消防局に伺ったところ、市内で医薬品の過剰摂取による救急搬送件数は、2026年2月25日の速報値では、昨年、2025年には867件となっており、うち10代の事例は178件と21%を占め、この5年間で1.78倍の搬送数となっています。

国立精神・神経医療研究センター薬物依存症センターによる全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患実態調査によりますと、市販薬による「捕まらない薬物」の台頭が顕著となっており、2016年には薬物といえば、38.1%が覚醒剤、27.9%が睡眠薬、抗不安剤、市販薬が8.2%でしたが、2024年には覚醒剤が27.9%、そして市販薬が25.5%と、ほぼ同様の割合に置き換わっており、特に10代から20代の若い女性に多い傾向が見られております。

2024年、国立精神・神経医療研究センターによる薬物使用と生活に関する全国高校生調査によりますと、高校生の約70人に1人が、過去1年間に市販薬を乱用した経験があるという結果があり、同年の、飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査においても、中学生の約55人に1人が、過去1年間に市販薬を乱用した経験があるという調査結果が明らかとなっております。

このように若年層における市販薬によるオーバードーズは深刻化しており、薬物依存症センター実態調査での10代の薬物乱用・依存患者数によれば、2016年には市販薬は25%であったのが、2024年には71.5%となり、9年間で2.86倍と増加し、10代の薬物依存症患者の約7割は、市販薬を主な乱用薬物としています。

そして、2014年にはゼロだった10代患者の市販薬依存が、2022年には薬物依存症患者の過半数を占めるまでに増加し、この10年間では、10代の市

販薬による薬物依存は12倍にも急増、その75%は学校在学中で、90%が女性とされておりま

す。札幌市でも、精神保健福祉センターにおいて、アルコールや薬物、ギャンブルなどの問題に悩む市民を対象に、依存症相談の専門電話を開設しておりますが、若年層のオーバードーズに関する相談は少ない状況と伺っております。

そこで質問ですが、札幌市として、若年層による市販薬の乱用、オーバードーズをどのように認識し、それに対しどのような取組をされているのか、伺います。

●鎌田精神保健福祉担当部長 若年層による市販薬の乱用、オーバードーズに関する認識と取組についてお答えいたします。

市販薬のオーバードーズは、当事者が発するSOSであると考えております。その背景には生きづらさがあり、深刻な問題であると認識しております。

多くの若者が市販薬を乱用した経験があるにもかかわらず、精神保健福祉センターでの依存症専門相談における市販薬の乱用に関する相談は、令和6年度は年間僅か11件でございました。

また、その全てが家族や学校等からの相談であり、生きづらさを抱える若者の多くが相談に至らず、適切な支援につながっていない状況であると考えております。

こうした状況を踏まえまして、まずは若者を取り巻く周囲の関心と意識を高めるために、精神保健福祉センターにおいても、オーバードーズへの市民の理解促進を図るため、令和7年9月に、委員ご指摘の実態調査を行いました松本俊彦氏を講師に迎えまして、「生きづらさに寄り添う」をテーマとした研修会を実施したところでございます。

また、当センターが自殺予防の人材育成として実施しておりますゲートキーパー研修に、オーバードーズに関する内容を含め、若者支援に携わる機関や薬剤師会等を対象とする研修を実施し、若

者の生きづらさへの理解が深まるように努めているところでございます。

●しのだ江里子委員 様々な取組をしていただけているということは、本当に何よりだと思います。

次に、教育委員会などとの連携と支援者の研修について伺います。

先ほども申しましたように、昨年、2025年、札幌市での医薬品のオーバードーズによる10代の救急搬送件数が178件でした。彼らは救急車により病院に搬送され、胃洗浄や点滴などの治療を受け、入院になる人もいれば、そのまま帰宅となる人もいと聞いています。

一方で、今お話がありましたように、精神保健福祉センターでの依存症専門相談における市販薬の乱用に関する相談は、年間僅か11件ということであり、その全ての相談が若者本人ではなく、家族や学校などからの相談であるとのことでありまして、多くが本人の相談に至らず、適切な支援につながっているとは言えないということが明らかになりました。

オーバードーズの背景にある精神的な要因には生きづらさ、精神的な不調、孤独感、ストレス、いじめなどがあるということが多くとされております。特に学校や家庭に安心できる居場所がない生きづらさを抱えている若者が、不安や苦痛から逃れるために市販薬を手段として用いる傾向が見られます。

子どもたちへの教育と啓発活動では、正しい知識の普及やオーバードーズの危険性、健康被害や依存症のリスクについて、若者に正しい知識を伝える啓発活動の強化が必要だと考えます。子どもたちのオーバードーズを頭ごなしに否定せず、その背景に関心を持って、苦しみに寄り添うことができる、若者の心に寄り添った伝え方を工夫することが大切だと考えます。

札幌市には、依存症の治療拠点機関や専門医療機関がありますが、医療機関での治療後のフォロー

ーアップなどは相談機関の役割となり、当事者の生きづらさの支援には、依存症治療の医療機関と相談機関との連携も大変重要となってきます。

特に相談支援体制の充実では、多様な相談窓口の周知が求められ、オーバードーズの当事者やその家族が気軽に相談できる窓口が必要であり、電話相談であったり、SNS相談、特にLINEなど、若者が利用しやすい多様な相談方法を提供し、相談者の秘密が守られるということを明確にする必要があると考えます。

本当にしんどい人ほどSOSを出せないと言われています。国立精神・神経医療研究センターの松本先生や、薬物依存症の若者支援をされている方からは、子どもたちに必要なのは相談窓口よりも、たわいのない、どうでもいい話ができる雑談の場所であり、安心して失敗や駄目なことを話せる、SOSを受け止めることができる支援者が求められております。

札幌市では、子ども未来局が実施しております困難を抱える若年女性支援事業などがあり、当事者の雑談の場所となり得ると思いますが、そこで対応される方や、電話相談、SNS相談、LINEなどの支援者にも、生きづらさの背景への理解と、まさに市販薬をはじめとした薬物特有の問題に関する研修が必要と考えます。

そこで質問ですが、子どもたちへの教育や啓発活動では、学校などとの連携が必然だと考えますが、精神保健福祉センターでは、どのように教育委員会などと連携をされているのか、また、支援者への研修はどのように行われているのか、伺います。

●鎌田精神保健福祉担当部長 教育委員会などとの連携と支援者の研修についてお答えいたします。

先ほど答弁いたしました研修の際には、事前に効果的な周知方法について教育委員会と協議し、市内の全学校に周知を行った結果、多くの教職員の参加を得ることができました。これにより、生

徒と日常的に接する学校現場を通じた早期発見・早期支援に向けた足がかりを得られたものと考えております。

また、学校以外の子どもを支援する関係機関に対しましても、子ども未来局と連携して広く周知を行い、若者の居場所づくりに関わる職員など、多岐にわたる機関からご参加をいただき、オーバードーズの現状や問題、当事者が抱える困難への向き合い方などについて情報共有し、この問題の背景や深刻さについて理解を深めていただいたところでございます。

今後も教育、福祉、医療機関等が緊密に連携し、地域全体で生きづらさを抱える若者を途切れなく支えるためのネットワーク構築にも一層努めてまいります。

●しのだ江里子委員 精神保健福祉センターが中心となって、まず教育委員会や子ども未来局などと連携していただき、早期発見・早期支援の足がかりをつくっていただいたということで、本当によかったと思います。

そしてまた、支援機関や子どもに関わる民間団体との連携も欠くことはできないので、さらなるネットワークを作っていただくことを求めます。

次に、販売時の課題や適正使用の推進について伺います。

これまで述べてきましたとおり、オーバードーズの背景には生きづらさがありますが、一方で、依存性の高い成分を含む市販薬をドラッグストアなどで容易に入手できる環境が、問題を深刻化させている側面も否定できません。

乱用の対象となっている市販薬は、鎮咳去痰薬、いわゆるせき止めや総合感冒薬、解熱鎮痛剤、鎮静剤、抗アレルギー薬、カフェインが入った眠気防止薬など多岐にわたっています。特にせき止めに含まれますジヒドロコデインなどの成分は、大量摂取により呼吸障害や心停止などの危険性があり、死に至るケースもあります。

市販薬は、覚醒剤などの違法薬物とは異なりま

して、所持自体は罪にならないため、乱用のハードルが低いこと、インターネットやSNSを通じて、乱用方法や体験談が共有されやすいこと、中には誤情報や悪意のある誘いが多いことも指摘されています。

こういった状況に対し、本市議会からも2024年に国へ意見書を提出し、販売時のルール強化を強く求めてまいりました。その内容は、若者への販売時における氏名、年齢の確認や副作用説明の義務化、販売容量の制限、さらには対面やオンライン通話による適切な相談窓口への誘導、過剰摂取を防止するための販売記録の確認体制などの整備を検討するように求めるものでした。

これらの意見も反映される形で、昨年、2025年5月に改正薬機法が公布され、本年5月には乱用のおそれがある医薬品の販売規制の強化に関する事項が施行されます。

そこで質問ですが、札幌市はこうした市販薬の販売時の課題や適正使用の推進について、どのように考えているのか、伺います。

●伊藤医務薬事課長　市販薬のオーバードーズ防止に係る販売時の課題や適正使用の推進についてお答えいたします。

市販薬のオーバードーズは、深刻な社会課題の一つであり、特に若年層における一般用医薬品の乱用は、社会的不安が背景にあると認識しております。

本年5月から施行される改正薬機法について、薬局等に周知するとともに、薬剤師などが販売時に氏名、年齢を確認することや購入者に適切な情報提供を行うことなど、新たな規定が徹底されるように指導してまいります。

また、薬剤師等が購入者とのやり取りを踏まえ、必要な支援につなぐゲートキーパーとしての役割を担えるよう、関係部署、機関と連携してまいります。

●しのだ江里子委員　ぜひ関係機関と連携していただいて、支援体制や環境整備をお願いしたい

と思います。

市販薬のオーバードーズの話を書きました際に、これほど10代の若者に広がっているとは思いませんでした。依存症と言われれば、アルコール、違法薬物やギャンブルを想像しますが、市販薬により薬物依存症、オーバードーズにいても簡単になってしまう様子は想像に難くありません。

中学生や高校生の全国調査から見えてくる乱用頻度は、1年間で1回から数回という乱用経験者が全体の4割を占め、週に数回、ほとんど毎日のような反復的な乱用をうかがわせる回答も10%がしていたとのことでした。市販薬の入手先は薬局、ドラッグストアなどの実店舗が最も多く、家の常備薬というのもありました。

国立精神・神経医療研究センターの松本先生は、健康度の高い子どもたちをゲートキーパーとして育成し、友達のSOSに気づき、適切な大人につなげることを提案されています。リストカットやオーバードーズをしている友人を見つけたら、それを否定せず、何か困っているサインだと理解し、信頼できる大人につなげる。学校の養護教諭やスクールカウンセラー、一般の教員も、今以上に子どもたちの雑談相手となれるようになってほしいものです。

あるドラッグストアでは、この問題に主体的に取り組む必要性を感じ、従来の、不適切販売をしないということだけでは、悩みを抱える方への拒絶となることから、薬物乱用防止と孤独に寄り添う心のケアを目指した24時間365日対応のチャット相談窓口をNPOと連携し開設し、まさに情報発信や支援の場として活用しています。

あらゆる場面で、私たちはオーバードーズを通して、若者の生きづらさに寄り添うことを知り、彼らの発するSOSをしっかり受け止め、適切な支援につなげていかななくてはならないと考えますし、当事者はもちろんのこと、支えている親の支援も必要と考えます。

学校や家庭では、啓発教育を通じた薬物リスク

の理解や薬物に誘われたときの拒否スキル育成は
予防策の柱とも言われています。

教育、医療、地域、行政が連携し、共に若者の
背後にある孤立や苦悩を理解し、寄り添う社会づ
くりをしっかりと目指すことを求め、質問を終わ
らせていただきます。

●佐藤 綾委員長 以上で、第1項 社会福祉
費等の質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

今回の委員会ですが、3月10日火曜日午前10時
から、保健福祉局関係のうち、高齢保健福祉部、
保険医療部、ウェルネス推進部、保健所及び衛生
研究所の質疑を行いますので、定刻までにご参集
ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

散 会 午後3時30分